

平成25年度第3回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成26年2月18日(火) 午前10時から正午まで
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー6階602会議室
- 3 出席者 (委員) 浅野委員、岩切委員、小川委員、片桐委員、
金田委員、亀田委員、小沼委員、高塚委員、
田原委員、長澤委員、西川委員、松波委員
(事務局) 原生涯学習部長、橋中央図書館長、
杉戸生涯学習振興課長、
小川統括管理主事、桜井生涯学習振興課長補佐、
土肥社会教育係長、三橋主査補、石川主任主事、
小野主任主事
- 4 議題 (1) 社会教育委員会議議長・副議長の選出
(2) 公民館のあり方について
(3) その他
- 5 議事の概要 (1) 議題 (1) 社会教育委員会議議長・副議長の選出
・委員の互選により、西川委員が議長に、長澤委員が副議長に
選出されました。
(2) 議題 (2) 公民館のあり方について
・事務局から資料を使用して以下の事項について説明を行い、
委員の意見をいただきました。
ア 公民館のあり方に係る社会教育委員会議における審議状況
イ 公民館に関するアンケート調査(平成25年10月実施)
結果報告
ウ 公民館の管理主体別の比較
エ 公民館の地域管理について
(3) 議題 (3) その他
・事務局から社会教育委員連絡協議会の来年度予定について連
絡しました。
・次回会議は5月開催予定とし、日程調整することになりました。
- 6 議事内容
(1) 議題 (1) 社会教育委員会議議長・副議長の選出について
委員の互選により、西川委員が議長に、長澤委員が副議長に選出されました。

(2) 議題 (2) 公民館のあり方について
(事務局) (「資料1～4」により、公民館を学びを通じた地域づくりの拠点施設とし
て、今後も持続的・安定的・効果的に運営を行っていくには、(公財)千葉
市教育振興財団の専門性を活用することが優位であると考えられること、ま
た、「地域の絆づくりなどの多世代交流の場としての機能」等を強化するた

め、所管区域内全体の合意形成がある地域については、「地域管理」を進めることを検討することを説明)

(議長) これにつきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員) 指定管理者制度ということで教育振興財団をメインに考えていることが前提なのではと思いますが、地域管理は、教育振興財団とは別に地域が管理するということですが、市内に47ある公民館のうち、どれくらいの館に導入することを想定しているのでしょうか。

(事務局) 資料4で説明させていただいたとおり、地域管理を導入するには、その公民館の所管区域である中学校区を代表する団体が、みんなで公民館を地域管理して、そこを核にして地域づくりをしていこうという合意ができており、さらにそれができる運営体制を整えてもらう必要があります。

現在、市民局等から情報をいただいて、意欲のある地域のいくつかにお話を伺っているところです。その感触から言って、平成28年度の指定管理者制度を導入すると同時に、2～4館程度が地域管理に移行できるのではないかと考えております。

地域管理導入後は、先行導入した館をテストケースとして、明らかになった利点・課題等を踏まえ、さらに広げていきたいと考えているものです。

(委員) それは、中核公民館を念頭に置いたものですか。

(事務局) いいえ、中核公民館は、区の公民館を取りまとめるという特別な役割がございますので、基本的には、地区公民館を念頭に置いています。

(委員) 会議の流れを確認させてください。今まで指定管理を導入して教育振興財団に管理運営させることは了解済みで、今後意見を求められていることは、教育振興財団が指定管理したときどのような課題があるのか、ということによいのでしょうか。

(事務局) 現状の千葉市の公民館の課題等と財政・人口等の周辺環境とを説明させていただきました。その上で、今後の公民館をよりよくしていくという視点から考えると、生涯学習に関する専門性を有する教育振興財団を活用することが最善ではないか、と教育委員会では考えておりました。その方針に対し、よりよくしていくためには一番いいやり方はどうしたらいいか、という点でご意見をいただきたいと思いますと考えております。

(委員) 今までの会議で、教育振興財団の指定管理について、社会教育委員会議の了承は既にとられている、という認識でよろしいですか。

(事務局) 委員のみなさまからご意見はいただき、基本的にはご了解いただいている

と考えております。

(副議長) 今、審議の一定のご理解はいただいている、という事務局のご説明でした。

確かに、今まで事務局から公民館のあり方についていろいろ説明があり、委員がそれぞれ意見を述べてきましたが、まだ、教育委員会から社会教育委員会議として公民館のあり方について諮問されていないものですから、答申する、あるいは意見具申するという文書での合意は取っておりません。

よって、社会教育委員会議として指定管理で行くことに対して了承した、という結論はまだ出ていない、と私は考えております。

(委員) 結論は出ていないけれども、意見は出ている、ということよろしいですか。

(副議長) 今まで事務局説明に対し、各委員からいろいろな意見が出た、という段階です。

(委員) 公民館のあり方については、平成24年度から審議が始まっていますが、最初から、諮問することはせず、委員から出る個別の意見を教育委員会が取り入れて方向性に反映させながら進めているものと理解しております。

また、平成28年度から指定管理者制度が導入される、という方針については委員の皆さんも理解されていると思います。

(委員) わかりました。

今ここで改めて諮問、答申ということになると、今までの審議で出た意見の取り扱いはどうなるのかと思ったので確認させていただきました。

(委員) 地域管理を実施した館では、教育振興財団とどのような関係になるのでしょうか。

(事務局) 千葉市の公民館は、地域づくりの拠点施設を目指しております。その点から考えると、それぞれの中学校区域の地域課題の発見・解決等、地域の方に関わっていただくことが良い面と、教育振興財団の専門性を発揮したほうが良い面があると思いますので、それぞれの良さを活かしながら連携のあり方を考えていく必要があると考えています。

地域に完全に任せるというやり方もありますが、まずは、導入して課題を検証し、段階を踏んで広げていくことが必要であると考えております。

なお、直営以外では指定管理しか方法がありませんので、地域管理でも財団管理でも、指定管理であるということに変わりはありません。地域が100%公民館を管理するという形式もありますが、地域が教育振興財団と協定を結ぶことにより、施設管理等ハード部分は財団が担い、ソフト事業の一部は地域が担うコラボレーション形式も考えられます。その分担の比率などは、これからさらに考えていく必要があると思います。

まずは、導入して課題を検証し、効果等を見極めながら拡大していく必要があると考えています。

(委員) まずは、教育振興財団に指定管理をして、実施していく中で地域管理も検討していく、という考えなのでしょうか。

(事務局) 基本的には、教育振興財団の指定管理ですが、もし地域に協働してできる部分があれば、財団と協働できる枠組みを作っていきたい、ということです。

(委員) 教育振興財団も地域管理も指定管理なのですね。

(事務局) そうです。

(委員) 現在事務局で検討されている2～4の地域については、こう言えば語弊があるかも知れませんが、テストケースという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局) そうです。

(委員) 地元が公民館を管理運営するために指定管理を受ける、というのは、公民館の主催講座を受講するような次元ではないのですから、非常に難しいと思います。

だから、まず教育振興財団で全館の指定管理を受けてもらって、そこからモデルケースとして取り組んでから地域管理に移行してもらった方がいいと思います。平成28年度に指定管理導入と同時に地域管理というのは非常に難しいと思います。

(事務局) いきなり47館に導入するわけではありません。

実際、現在も意欲があって、おおむね地域の合意形成ができそうな地域がいくつかございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、その管理運営の分担のあり方については相手方と相談しながら検討しているところです。

(委員) 現実に管理を受けられるところがある、ということですね。

(事務局) はい。

(委員) 教育振興財団には、生涯学習センターの管理運営の実績とノウハウがございます。その点から公民館を管理運営する能力はあると思います。

市の直営だと、人事異動による継続性に対する問題もありますし、教育振興財団が公民館全体を一元管理することで、その専門的なノウハウとスケールメリットを活かした全市的な管理運営ができ、より成果が上がるのではないかと私は思いました。

(委員) 指定管理者制度を導入するとして、今、47ある公民館の大半は専門性、ノウハウを持つ教育振興財団が受けて、その他いくつかを地域管理にすると伺いました。

そうした場合、現在の教育振興財団の職員を大幅に増員する必要がありますね。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 今まで公民館と地域とで築いた関係がございますので、指定管理者制度を導入する平成28年度に、現状の職員を一挙に入れ替える、というようなことはいたしません。

最初は導入前とそれほど変わらないかも知れませんが、長期的に見ると、教育振興財団は職員の専門性を向上する仕組み・体制が整っているため、財団に担ってもらうことで公民館の職員の全体的なレベルアップにつながると考えております。

(委員) 現在の公民館は、教育委員会の正規職員のほか、元市職員や元学校長の嘱託職員が配置されています。指定管理者制度導入後、ただちに入れ替えることはない、とのことでしたが、どの程度の期間をかけて教育振興財団職員に置き換えていくのでしょうか。

(事務局) 指定管理者制度導入当初は、原則としては現在の嘱託職員等を継続的に雇用することになる見込みですが、財団としても各職員と面接の上、公民館職員として熱意と適性のある職員については引き続き残ってもらおうと考えているとうかがっております。

(委員) 私は指定管理されていた施設で働いていたのでわかるんですけども、指定管理者制度を導入すると、指定した方、された方、両者とも大変です。

指定までに市と指定を受ける側とで、いろいろな話し合いがされると思います。その過程で、市がどんな公民館を目指していて、指定を受ける側がそれをどれだけできるのか、また、管理運営の方法など、連携関係がしっかりしていないといけません。協定書を取り交わすまでどれだけ話し合いがなされ、拘束力のある協定ができるかが重要です。

その点では、公民館の指定管理者を非公募で教育振興財団に決めてあるということは、十分な期間を取って話し合いができるのでそのような問題点はクリアできるのではないかと思います。

(副議長) 先ほど、地域管理に関して、教育振興財団と地域の団体のコラボレーションについて説明がありましたが、そのときは、指定管理者は具体的にはどのようなようになるのでしょうか。

(事務局) コラボレーションの場合は、コラボレーションした団体が指定管理者となります。

なお、生涯学習センターも、共同事業体が指定管理者となっています。

(副議長) もともと教育委員会の説明では、教育振興財団の指定管理ということでした。

今回うかがった地域管理は、市長のマニフェストに掲載されていたものだと思います。これによると、地域の団体への指定管理ということで、今ご説明いただいた内容とは少し性格が異なるのではないのでしょうか。

(事務局) 共同事業体形式も地域管理の類型として含まれるものと認識しております。

地域に公民館を丸投げするのではなく、指定管理の枠組みの中で地域ができるところまでについてやってもらう。

そうする理由として、地域の団体が地域の実情を一番よく分かっているということと、地域に還元するシステムが作りやすいという点で充実が図れることが挙げられます。

ただ、ご指摘のとおり、公正性・公平性・透明性の確保について課題があるので、その点を補完するため、教育振興財団がバックアップする形式が最適なのではないかとわれわれは考えております。

(副議長) ハードは財団が担当し、ソフトの講座などの組み立てなどは、「社会教育推進員」や「生涯学習コーディネーター」や「生涯学習ボランティア」など、自治体によっていろいろな事例がありますが、地域の人が組織して担当するという事例はいくらでもあるわけです。しかし、今ご説明いただいた地域管理については、制度設計がよく分かりません。

また、地域管理に関する今日のご説明の資料を見ると、千葉市の96万市民が、少子超高齢化社会をどう対応していくかというところで、それぞれの地域はそれぞれの課題を持っている、すなわち多様化がキーワードであるならば、財団が一括して指定管理を受けることと地域管理とでは、ポリシーが違うのではないのでしょうか。

(事務局) われわれとしては、最終的には地域にたくさん入ってきてもらいたいと考えています。教育振興財団の指定管理において、地域の声をどうすくい上げていって地域にどう還元するかという部分では、副議長のおっしゃるとおりさらに取り組むべきこともあるかと思えます。

今回地域管理される公民館の枠組みが、確実に今後の地域管理すべてに適用されていくものになるとは考えておりません。地域管理をやっていく中で、良い点や課題が見つけ出されて、またそれが次に活かされていく形になると思います。

(副議長) 「やってみないとわからない」という形で公民館の一番大事な管理運営をやっていいのかと私は疑問に思うのですが。

(事務局) 地域管理においても、教育委員会として公の施設である公民館のサービス水準を下げない、ということが大前提でございます。

地域の強みを活かした地域管理を行うにあたっては、まず、専門性と管理運営実績を持つ教育振興財団の専門性・ノウハウを活用することにより、直営よりも向上したサービス水準を担保した上で、地域課題の把握等強みを持つ地域が補完してより良い公民館管理を進めていきたいという考えでございます。

(委員) 今、教育振興財団によって一括管理されると地域の独自性が失われるのではないかと、という意見がありましたけれども、一括管理されたとしても、公民館は各館で管理運営を考えていくので独自性は確保されると思います。

そして、その各館の集大成として財団が管理する。ですから、私は、財団が一括管理した方がやりやすいと思います。

各館長が自分の館の管理運営について企画し財団に提案する。また、財団はその提案事項がどのようなものなのか評価する。そのような緊張感が公民館の管理運営の質の向上に大事なのではないかと思います。

(委員) 持続する公民館を作っていくためにはどうすればいいかという枠組みを考えていく中で、指定管理を実施するという方向付けが一応流れではあるかも知れませんが、共同事業体を作るんだとか、話が先行してしまうと議論が沸騰してしまいますので、指定管理にしたときに財団がどのように質を担保出来るのか、またどんな専門性を持っているのかということを具体的に説明していただきたいと思います。

また、併せて地域管理の枠組みについても説明していただきたいと思います。

(議長) 確認ですが、平成24年度からの今までの会議において、現時点で全会での合意事項というものはございません。

(委員) 実は、私の住んでいる地域には公民館がないのですが、県の助成を受けて地域課題についてアンケートを実施して調査をしました。

そのアンケート結果では、私としては特に不便を感じていなかったのですが、買い物に不便であるというのが一番の回答でした。そこで、金曜日の午前中に生鮮食料品を販売する「金曜ふれあい市」という事業を行うことになりました。

今回ご説明いただいたアンケート結果からは、公民館はあまり利用されていない。そして、求められているのは地域課題の解決ということでした。

しかし、地域課題というものは、ものすごく漠然としていて、どこもそれぞれみんな違うと思います。

私の地域では、地域課題の把握にアンケートを実施しましたが、県の助成を受けたから実現できたもので、結構な費用がかかっています。また、ふれあい市の実施にあたり、出店団体の交渉やボランティアで販売等を手伝いました。その後、県の助成が終わって、NPO法人を設立して出店を有償にしたところ、一番大きな団体しか残りませんでした。

教育振興財団が公民館の一括した指定管理者になったとして、地域課題を解決すると言っても、地域が求めているものは多岐にわたっており、各公民館にある程度自主性が与えられていないと、公民館が地域問題を把握、解決するような活動ができるだろうか私には疑問が残ります。

指定管理者制度導入後、公民館としてどうやって地域課題を把握するか教えてください。

(委員) 私の住む地域には公民館がなく、コミュニティセンターはあるのですが、指定管理者制度が導入済みの有料の施設なので、マンションの共用施設の会議室や保健福祉センターの会議室など、無料で使える施設を探して使っています。

今回実施したアンケートでは、回答者の大部分が利用していない人ですが、利用者の意見を聞いた方がいいのではないかと私は思いました。

また、先ほどの社会教育委員会議として指定管理者制度の導入について合意がない、というお話で確認したいのですが、この会議全体で意思表示をしても、それが直接市の政策の決定につながるわけではないんですよね。

(議長) この会議は委員のご意見を聞くものであり、決定機関ではないので、直接市の政策を決定づけることはありません。

ただ、もう少し合意形成を図った方がいいという意見はあります。

(委員) わかりました。

(議長) 次回以降の会議でも、公民館のあり方、指定管理のやり方として、各種の具体的な細かい議論が出てくると思います。それらについては、今答えられるものもあれば、これから検討していくものもあるのではないかと思います。

大まかな内容としては、平成28年度から非公募で教育振興財団を指定管理者とするという流れで、2～3の公民館については地域管理でやっていきたい、ということによろしいですね。

(委員) 他の政令指定都市でも社会教育施設に指定管理者を導入したり、有料化している例はあると思いますが、地域管理を導入している事例はあるのでしょうか。

(事務局) 社会教育施設の位置づけは市によって異なりますが、指定都市20市中7市が指定管理者制度を導入済みで、16市が有料化実施済みです。

(委員) この会議で何か可否を決定するわけではない、ということは承知いたしました。今回、地域管理のお話为新たに出てきたので、その点はもう少し議論が必要だと思いますが、近く会議として一定の方向性を示すことは必要だと思います。

平成28年度に指定管理者制度を導入するとして、議会の承認など各種手

続きが必要だと思えます。そのスケジュールに合わせるとすれば、会議の方向性はいつまでに示したらよろしいのでしょうか。

(事務局) 指定管理者制度の導入には、議会の議決が2回必要になります。最初に、公民館に指定管理を導入する規定を盛り込むための公民館設置管理条例の改正で、その次には、指定管理者の指定の承認です。条例改正は平成26年度、管理者の指定は平成27年度になりますので、基本的な方向性につきましては、平成26年度の早い段階でいただきたいと思えます。

(委員) それまで会議は何回ありますか。

(事務局) 例年ですと5月、7月の2回を予定しています。

(副議長) 指定管理者制度の導入について意思表示するには、教育委員会からの説明に対して各委員が意見を述べるという形式もあるとは思いますが、他市の事例では、諮問がされていなくても、社会教育委員の会議として意見具申するという事例も数多くあります。

指定管理者制度の導入について、社会教育委員会議として意見を出すには、まだまだ多くのことが議論される必要があると思えます。

市が行政機関として計画に従って進めているというのは分かりますが、社会教育委員会議として指定管理者制度の導入の方向に同意しているということはないと思えます。

少なくとも私は、公民館は直営でやっていくべきだという意見です。

(委員) 社会教育委員は独任制なので、会議で意思統一を図らなくても、各委員がそれぞれ意見を述べて、事務局がそれを全体として受け入れるという形式でよいのではないかと思います。

(委員) 私としては、指定管理者制度の導入には賛成です。当初私も指定管理者制度について不安感を抱いておりましたが、私が見た限りでは、先行して制度を導入した施設は、メリットがデメリットを大きく上回っているように見受けられました。

公民館は、独自の考え方があるので、先行導入施設と一概に比較はできないかも知れませんが、指定管理者を導入した施設では、明らかに利用者が増加しておりますし、広報活動が洗練されています。先ほどのアンケートで「公民館がどのような施設なのかわからない」という回答が多かったように、広報は施設の管理運営に大きく影響すると思えます。

そのような理由で、指定管理者制度を導入すれば、公民館の運営はかなり大幅に変わるのではないかと期待をしております。また、非公募で教育振興財団を指定するというので、この点も安心しました。

地域管理については、私もまだよく分かりませんが、指定管理者制度の導入そのものについては、あまり心配することはないと思っています。

(委員) 私も教育振興財団が指定管理することのメリットについては疑いを持ってはいませんが、地域管理については大変懸念しております。

指定管理者制度導入と同時に地域がコラボレーションする館を設定する、ということはせずに、最初は財団が一括で指定管理して、それからコラボレーションの可能性を地域ごとに探っていく方がいいのではないかと、というのが私の意見です。

(議長) 今回の会議では、事務局から、公民館を今後よりよくしていくためには、教育振興財団を指定管理者にすることが適当であるという説明があり、これについて、委員の皆さんから賛成・反対両方の意見をいただきました。

会議全体として一つの意見にまとめることはしませんが、事務局は、今回寄せられた意見・質問を今後活かしていただくようお願いいたします。

(3) 議題 (3) その他

(事務局) 本市が加入している千葉県社会教育委員連絡協議会の動きについてお知らせいたします。

まず、千葉県内市町村が加入している社会教育委員連絡協議会です。

お手元に配付しておりますが、このたび、機関誌の「ちば社教連第52号」が発行されました。11ページ右側をご覧ください。千葉市社会教育委員会議の報告として、家庭教育支援チームの取り組みについて掲載されております。

家庭教育支援チームは、文部科学省の補助事業として子育てサポーター、臨床心理士、PTA関係者などで構成しており、本市では、松波委員を中心に美浜区の真砂地区で活動されている「すまいる」と、以前社会教育委員をお勤めいただきました菊池まりさんを中心に稲毛区小中台地区で活動されている「こもんず」がございます。そちらの説明を紙面でさせていただいております。

(議長) せっかくの機会ですので、松波委員よりチームの活動について簡単にご説明いただきたいと思います。と存じます。

(松波委員) 今年度から、地域の保護者の方を少しでも応援できたらということで、真砂中学校区で家庭教育支援チーム「すまいる」を立ち上げました。

生涯学習振興課の職員にもご助力いただいて、小・中学校で3回の講演会を、保健センターで2回の講演会及び相談会を開催し、昨日事業を終えたところです。

昨日は「親と子のコミュニケーションづくり」として、真砂中学校区内の幼稚園、小・中学校に広報したところ、11人の参加がありました。

講演会後の相談会では、保護者の方が、臨床心理士への相談後、涙ながらにお礼を言ってお帰りになりました。

このチームがあることで、校区内で子育てする人同士が子育ての悩みを共有し、1人でも解決に貢献できたら意味があるのではないかと、思って活動し

ています。

また、広報活動としましては、広報紙を2回発行しました。そのほか、私が社会福祉協議会の地区部会の委員も勤めておりますので、美浜区の社会福祉協議会の広報紙にも取り上げてもらいました。

その中で書いたのですが、「講演会、相談会に参加しなくても『こんなチームが真砂地区内にあったら安心できるね』とお母さん方に言ってもらえるような、そんなチームを目指したい」と考えて活動しています。

今年度は教育委員会に示された事業しかできませんでしたが、2年目となる来年度には、「すまいる」独自の活動をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(議長) それでは、事務局の説明を続けてください。

(事務局) はい。続いて、指定都市社会教育委員連絡協議会です。

静岡県の浜松市で、6月27日に会議を予定しています。

次に、全国の都道府県、政令指定都市が加入している一般社団法人全国社会教育委員連合につきましては、第56回全国社会教育研究大会徳島大会が10月22日から24日まで、徳島県徳島市で開催予定です。

最後に、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会ですが、こちらは、第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会が11月20日、21日に、神奈川県鎌倉市ほかで開催予定となっております。

県外の会議につきましては、社会教育委員会議を代表しまして、いずれも議長にご出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の社会教育委員会議は、5月の下旬を予定しております。議長、副議長の日程を調整させていただいた上、後日、委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上です。

(事務局) 委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして平成25年度第3回千葉市社会教育委員会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp